

フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相Ⅱ

－ モラルサイエンス前史とデュルケーム前期道德教育論 －

太 田 健 児*

The different visages of the secular morality in education in the French Third Republic II

－ Pre-moral science and E.Durkheim's moral philosophy of his early period －

Kenji Ota

In the French Third Republic, the heated controversy over the secular morality in education is an important and much topic. There were two lineages of the secular morality in education; 1) Pre-moral science, as Protestant, 2) Moral science, as E.Durkheim who claimed that the new morality should substitute society for divinity. In this context, Emile Durkheim's work represents not only a valuable sociological theory, but a useful resource for the development of *Morale Laïque* and construction of the moral science and its education system. Therefore, his discourse should be interpreted from this point of views, and his deconstruction-reconstruction of the classical theories of education will be paid attention.

Key Words

French Third Republic *Morale Laïque* moral science Durkheim's pedagogy
secularization

問題の所在

フランス第三共和制期はライシテの下で道德教育論が大きく変容した。神性という超越性に依拠しない道德の確立とその教育は共和主義政権最大の課題であり、これらをめぐって政権中枢を震撼させる様々な教育問題や事件が多発した¹⁾。

ではこのような状況下でどのような世俗的道德教育論（＝ライクな道德論あるいはライクな道德教育論、以後これらの呼称を使用する）が輩出し、それらの類型化が可能なのか、本研究はこの観点から当時の道德論あるいは道德教育論を渉猟し考察するものである。そして特にデュルケームの道德論をライシテという第三共和制期独自の歴史文脈に一度還元して、その初期から晩期までのテキストを時系列順に再読し、デュルケームの鍵概念の出自、オリジナリティの変更可能性、形成過程などを考察し、フランス思想史あるいは社会学史の一部書き換えを目指すものである。

そこで今回本稿では、デュルケームのモラルサイエンス構想の理論構造の革新性・斬新性をそれ以前の世俗的道德教育論との比較によって検証し、第三共和制期のライクな道德教育論の類型化作業を継続していく²⁾。また同時にフランス思想史あるいは社会学史の中のデュル

* 総合人間科学部 人間心理学科

ゲームのポジション変更の可能性を追求していくこととする。

1) モラルサイエンス前史

1881年6月16日法 (La Loi Ferry) で「公立小学校の無償化」、1882年3月28日法 (La Loi Ferry) で「就学義務と教育課程から宗教教育科目の排除」、1886年10月30日法 (La Loi Goblet) で「教職から聖職者の追放」が行われた。いわゆる「教育のライシテ」である。次に1901年の結社法による修道会結成制限の合法化、1905年政教分離法に至って法制上では決着がついたといわれている。これが「国家のライシテ」である。それぞれの立法過程での争乱は、政争と化した道徳的ヘゲモニーをめぐる争いの激しさを物語っており、この様相は「2つのフランス」問題と命名されており、ライシテは第3共和制期の最大の懸案事項であり、デュルケームその人もこの渦中にあり例外ではない³⁾。

このような中、政権担当の共和主義派の教育改革は聖職者ではないが、キリスト教徒であることには何らかわらないプロテスタントの思想家たちがその文教政策を担っていく。これに深く関わった一人がフェリックス・ペコ (Felix Pécaut 1828-1898) であった。

(1) F. ペコの『自育論』

ペコは『自育論』を1882年に出版するが⁴⁾、これがデュルケーム『道徳教育論』(1902年-1903年のソルボンヌでの講義、著作としての刊行は1922年)⁵⁾以前のライクな道徳教育論の草分けである。尤もこの著作は翻訳本である。原著はスコットランドの古典古代研究者ジョン・スチュワート・ブラッキー (John Stuart Brackie 1809-1895) 著の *On self culture, intellectual, physical, and moral: A vide mecum for young men and students* (1874) である⁶⁾。これをペコが仏訳し *Éducation de soi-même* となった。ペコはこの『自育論』仏訳に自ら前言を添えているが、そこからイギリスでベストセラーになった小冊子(22版目)で人格教育 (*éducation personnelle*) の概説書、高踏的ではなく、教育経験が豊富で学生を熟知した大学教員による等身大の提言書、師範学校、現職の教員、研究者を想定した書であることなどが判明する。いわば日本の明治期の若者向けの啓蒙書・立志伝の類い、“自育ノススメ”的なものであり、その自育の立脚点が理性やボンサンスに求められ、自己の啓発・向上・成長などが自育とされている⁷⁾。

但し、この本は知育・徳育・体育の三育論構造になっており、徳育部門において聖書への想いがかなり吐露されており、聖書は必読とされる。しかしそれ以外に古代ギリシャの哲学・英雄叙事詩・喜劇と悲劇が必読、ベンサムは忌避されるが(その功利論・快樂論・無神論に対して)、J.S. ミルは評価され、無神論的なヴォルテールやD. ヒュームも推奨されており、程よいバランスがとられている。又、道徳心の最も核心部は「敬虔さ」に求められているが、信仰と理性とのバランスは程良く保たれている。知育部門は推論、論理学、心理学に分類され、フランスの文脈ではそれらの会得は批判的精神の形成を意味する。また観察重視の実証主義の色合い、生きる事・生活する事、為す事によって、体験し会得するという経験主義的な色合いが出されている⁸⁾。

以上が自育論の簡単な概要であるが、宗教教育を廃止するため「神への義務」排除、その代替科目としての「公民教育」定立を目論む反教権主義のライクな道徳教育論は結局、敬虔、神といった概念と功利論や無神論的思想とが同居する折衷的内容であった。

G. ヴェユの指摘によれば、フランスのライシテには、フランス・ガリカニズム、プロテス

タント、理神論、自由思想家群の4潮流あるという⁹⁾。これに従えば自由思想家群を除いた他3潮流は無神論ではない。ペコや推進者の一人F. ビュイッソン (Ferdinand Buisson 1841-1932) はプロテスタントであり信仰者である。それゆえ、ガリカニスム派、理神論派にもこの本は受け入れられる素地を十分もっている。また当時の政治的状况から教権主義派や政治的右派には却下されるであろうが、逆鱗に触れる程でもない。G. コックの指摘によれば、ライシテは、宗教と政治、宗教と教育との分離による宗教の私事化であって、ローマ帝国時代以来癒着してきた政治と宗教との新たな分離・独立・棲み分けということになる。カトリックにとっても実はこのライシテが「渡りに船」だったという¹⁰⁾。宗教の撲滅では全くなく、むしろキリスト教もR. ベラーの定義に従えば「市民宗教」としての新たな存立基盤を得たといえる¹¹⁾。

(2) E. ヴォシェの『道德教育論』(1895)

ヴォシェの『道德教育論』(Emmanuel Vauchez, *L'éducation morale*, 1895) であるが、1895年に刊行されている。この本の内容を要約すると、これまでのカトリックに対するルターによる宗教改革の意義が基本にある。もちろん礼拝などの儀礼を勧めてはいないが、神に対する敬虔な気持ちの大事さなどが強調され、先のペコ訳の自育論と基本的には同じコンセプトで、可能な限りキリスト教への尊重の念を失わず、しかもライクな視点との両立も目指すものである。ただしこの本の一番最後はカントの実践理性批判の第2部結論部の有名な句で締め括られている。「……わが上なる星の輝く空とわが内なる道德律……」で終わっているのである¹²⁾。

(3) M.F. リヒテンベルガーの『初等教育における道德教育論』(1889)

次に1889年に刊行されたリヒテンベルガーの『初等教育における道德教育論』(M.F. Lichtenberger, *L'éducation morale dans les écoles primaires*, 1889) だが、この本は非常に変わった本で、ライシテ以降、各地の視学官たちの報告事例を集めたもので、道德教育の内容ではなく、ライクな道德の下で各学校がどのような教育現場の問題を抱えているのかを考察したものである。リヒテンベルガー自身も視学官であり、ライシテには懐疑的な立場であり、反ライシテの立場からの著作執筆であったという報告があり、この本は非常に明確な意図の下に書かれたものであることが分かる。つまり、教権主義側から多方面にわたって批判が浴びせかけられていたライクな教育が、実際のところ学校現場で施行されて混乱をきたしていないか、無難に行われているのか、うまくいっているのかという現場からの報告集なのである。結果として、教権主義側が騒ぎ立てるほど問題はなく、ライクな教育論が現場サイドからも支持されていることも述べられている可もなく不可もない道德教育論である¹³⁾。

(4) *Revue pédagogique* (『教育学雑誌』) 誌上での道德教育論

さらに *Revue pédagogique* (『教育学雑誌』) 誌上での道德教育論を通観してみよう。

ピエール・カスパール監修の『教育理論と教育実践との雑誌総目録18世紀～1940年Ⅲ』によれば、*Revue pédagogique* は1878-1940年の間に刊行された第三共和制期の共和主義政権の下で教育政策を中心的に担っていた教育学者や思想家や視学官らが執筆・寄稿した雑誌で、最も理論的水準も高く、理論と実践とを兼ね備えた雑誌を目的としている。また当雑誌は全て書き下しの論考からだけで成り立っておらず、過去の教育学に関する論考も掲載されることもあり、当時の教育学理論の状況を知るには最も近道なのである¹⁴⁾。[一覧表は本稿巻末に掲示]。

Revue pédagogique 誌上に掲載されたライクな立場からの18本の道德教育論は、今回本稿で扱うデュルケーム前期道德論の時期以降の論文もあるが、デュルケーム後期道德論まで射程

に収める本研究の立場上、1913年頃までの各論文を渉猟する事は当然である。

さてこれらの道德論には、いずれも共通していることが二点ある。

一点目は、徳目が並べ立てであったり、学校の様子などが描かれていたり、教育現場での実践を念頭においた道德教育であったり、哲学・倫理学上の鋭い切り込みで宗教道德と対決している論考はないという点である。前出のペコ訳の自育論を超えるような何かはない。

二点目は前出のペコ訳自育論やヴォシェの『道德教育論』よりはキリスト教色は払拭されている点である。

なるほど過不足ない論文が揃っており、この雑誌の性質上、このような結果にしかならない可能性もあるが、デュルケームの『道德教育論』と比較するには“小粒”なのである¹⁵⁾。

(5) アンドレ・ラランド「道德教育の普遍的原則」

次にアンドレ・ラランド (André Lalande 1867-1963) が『道德形而上学雑誌』(*Revue de Métaphysique et de Morale NEUVIÈME ANNÉE - 1901*) に掲載した「道德教育の普遍的原則」(*Les principes universels de l'éducation morale*) をみてみよう。ラランドは哲学事典も編集した代表的哲学者であり、デュルケームの知己であった。デュルケームのパリ大学での道德教育の講義が1902-03であったことを考えると、人文科学系の哲学者の手になる道德教育論として最も信頼でき、またデュルケームの『道德教育論』との比較に耐えうる論考と期待できる。

ラランドはこの論文で、人文学部の哲学と科学教育とを両立させる狙いがあるようで、双方の長所を取り入れながら、かなり宗教色を脱した道德教育論を提示している。

しかし出てきた答えは、次のような徳目提示であった。

Personalité morale (道德的人格) Sociabilité (社会性) Courage (勇氣)
 Sincérité (誠実さ) Esprit scientifique (科学的精神) Droiture (清廉潔白さ)
 Tolérance (寛容) Justice (正義) Admiration et dévouement (敬意と奉仕)
 Progrès (進歩) Vie morale (道德的生活)

以上の徳目は最大公約数的なものであり、おそらく当時の人文系思想家の一般的な発想だと予想される。

次にラランドは、リセの段階を想定してさらに第2段階の高度な徳目を提示する。

Sentiment du droit (権利感覚) Légalisme (法の尊重) Esprit politique (政治感覚)
 Esprit d'égalité (平等感) Résistance au mal (悪への対抗) Propriété (所有)
 Devoir corporatifs (協同の義務)

以上のラランドの徳目提示は、今日のフランスの公民教育のコンセプトと学習内容とあまり変わらない徳目が列挙されているのである¹⁶⁾。

さてこれまでライクな道德論の試みとして、教育学分野ではペコ、ヴォシェとリヒテンベルガー、*Revue pédagogique* 誌上の道德教育論、思想界ではアンドレ・ラランドの道德教育論をみてきたが、それらに共通している特徴は次の点にまとめられよう。

- ①聖書の中身を教えるというより、これまで聖書をとおして得てきた心の修め方などを、他の哲学や倫理学や文芸作品などに求めている点。
- ②また徳目を脱宗教化した言語でもって語っている点。例えばラランドの場合であれば「道徳的人格」「社会性」「勇気」「誠実さ」「科学的精神」「清廉潔白さ」「寛容」「正義」など。
- ③キリスト教の市民宗教としての新たな位置づけの可能性を提供している点。

また、A. プロスト、J. ボベロらの研究によれば、1881年のライックな道徳の理論的基礎はカント哲学に求められていたという¹⁷⁾。特にJ. ボベロは、カントの理性論が「道徳が道徳それ自体に基礎づけをおくことを可能にした」(fonder la morale sur elle-même)と言い切っている¹⁸⁾。なるほどカント哲学の特徴として、超越的(transzendent)な概念(=神)に依拠せず、人間の認識能力自体をよく認識し吟味するという超越論的(transzendental)態度、アンティノミー、先験的仮象、もの自体という認識メカニズムの提示による超越的概念の存立余地の確保、道徳問題は理論理性ではなく実践理性という次元に属させること、自律の問題などが挙げられよう。ここからfonder la morale sur elle-mêmeが、道徳のéducation de soi-mêmeへと連動し、自律=自育=道徳の内面化へと繋がってくると考えられるのである。

それゆえ④番目として、道徳の源泉、－デュルケームは道徳の権威という言い方をしているが－、その源泉あるいは権威は神の存在に求められるのではなく、人間本性(human nature)の出自は人間それ自身に求められるいわば「自前の道徳」の必要性が問わず語りに現れてきた点が挙げられる。

以上①から④の論点は結局「宗教と道徳との分離」「ライックな道徳教育の存立可能性の証明」という理論的課題に集約される。これは全く新しい道徳教育論の開始を意味し、この課題を真正面から引き受け、誰よりも深く鋭く切り込み、しかも全く違った次元からの斬新な道徳研究をしたのがデュルケームであり、当時の最先端のモラルサイエンスの胎動の開始だったのである。

「宗教と道徳との分離」「ライックな道徳教育の存立可能性の証明」はデュルケームにあっては次のように再整理され、モラルサイエンスとして展開される。

- (1) ライシテの歴史的根拠と宗教思想史におけるライシテの系譜学確立
- (2) 宗教と道徳との分離=神性概念の否定による「自前」の道徳確立
- (3) ライックな道徳の定式化・体系化¹⁹⁾

以後本稿ではこれらの観点の(2)と(3)とを集約したかたちでデュルケーム前期道徳論を分析していく。(1)に関してデュルケームは膨大なボリュームの『フランス教育思想史』全編に亘ってライシテの歴史的根拠と宗教思想史におけるライシテの系譜学とを展開しており²⁰⁾、次回以降に扱うこととする。

2) デュルケーム前期道徳論の理論構造

さてデュルケームは、「宗教と道徳との分離=神性概念の否定による自前の道徳確立」と「ライックな道徳の定式化・体系化」のため、前期道徳論では「道徳的事実」を提示する。そしてその道徳的事実の内容として「習俗・宗教・法などにおける道徳の要素の発見」「人間本性としての社会的性向の存在」「義務という形相の存在」を確認する作業に入る。

(1) 道徳的事実という機制

道徳論の集大成といわれる「道徳的事実の決定」(1906)の中には「…ほぼ20年、この主題について私が追求してきた研究の結果、私が到達した道徳的事実に関する一般的観念…」という記述がみられる²¹⁾。約20年遡ると1886年前後になる。実際1886年にデュルケームはドイツ留学、翌1887年留学報告として「ドイツにおける道徳の実証科学」²²⁾「ドイツの大学における哲学教育の現状」²³⁾の二論文を公教育省に提出している。F.-A. イザンバール (François-André Isambert) は、デュルケームが道徳的事実 (fait moral) という用語を『ドイツにおける道徳の実証科学』で初めて使用したことを指摘して、ここにデュルケームの道徳研究の本格的な出発点を見ると同時に、道徳的事実という切り口自体を評価している²⁴⁾。この指摘を踏まえれば、やはりこの報告論文の分析はデュルケームの前期道徳論の考察には必須である。さらに1906年に至るまで道徳的事実が当初どのような意味だったのか、その後の展開あるいは一貫性、デュルケームの他の鍵概念の萌芽、以上の各概念がドイツ哲学や社会科学からの影響で形成されたのか否かというデュルケームの道徳論や社会学のオリジナリティの問題などにとっても必須のテキストである。

この報告論文は、経済学分野から講壇社会主義者のワグナー (Adolph Wagner, 1835-1917) とシュモラー (Gustav von Schmoller, 1838-1917)、経済学分野でありながらデュルケームの観点からは社会学系分野に跨るとみなされたシェフレ (Albert Eberhart Friedrich Schäffle, 1831-1903)、法哲学分野からイエーリング (Rudolf von Jhering, 1818-1892)、ポスト (Albert Hermann Post, 1839-1895)、倫理学と心理学との分野からヴント (Wilhelm Max Wundt 1833-1920) が選ばれている。特にヴントは、それらの思想を集大成し且つ完成度が最も高いとされている。

では道徳的事実がこの報告論文ではどう定式化されているのか。

まず道徳的事実への言及が同時に従来の哲学・倫理学に対する批判そのものになっている点には注意を要する。

デュルケームはフランスはカント倫理学と功利主義道徳との二つしか知らないと強烈な批判を二つの倫理学説に浴びせ、それらを凌駕する第三の倫理学をデュルケームはドイツで学んだヴント倫理学をモデルに道徳的事実 (le fait moral) という切り口から構築する²⁵⁾。

では道徳的事実とは何か。ここで道徳的事実は道徳全体 (toute la morale) と換言される。生物学や心理学など他の学問原理によっては道徳の一面しか発見できず、その一面的な原理によって逆に道徳全体が説明されることが問題であり、従来の道徳論はまさにこの類いであったとされる²⁶⁾。その理由は「類推によって作られているという欠点をもつ」²⁷⁾からである。つまり“類推”は道徳的事実を捉え損ねる認識方法なのである。

ここで既に道徳的事実という切り口は認識論的議論を前提していることが分かる。そしてデュルケームは道徳全体を“類推”でなく「観察」で捉えよというのである²⁸⁾。さらに認識論的観点から、類推が“推論的理性”あるいは“演繹”と言い換えられ、これらによって一面的に把握された道徳的事実は“単一観念” (une idée simple) と命名される²⁹⁾。

さてここでカント倫理学と功利主義とが同類に括られて批判されるのである。双方に共通する欠点とは、“演繹”することなのである。つまり前者は善と義務との概念が、後者は功利の概念が大前提とされ、ここから現実の道徳状態に対する答えが“演繹”される。両者、大前提が違うだけで演繹スタイルという点では同じなのである³⁰⁾。

「集合的現象を認識するには一つの方法しかない。それは集合的現象をそれ自体として研究することである」³¹⁾とデュルケームは主張する。

以上のことから、従来の哲学・倫理学などが、道德的事実をその認識論的誤謬で捉え損ねているという只一点で括ってしまうデュルケーム独自のモラルサイエンスの定式が明らかになり、従来の哲学・倫理学が解体・再編される結果となっているのである。

(2) 道德的事実の認識方法

この報告論文の大きな特徴として、道德的事実の定式化の際、道德的事実とは何かという実質内容が語られる前に、まず従来の道德研究の方法論批判でもって道德的事実が代弁されている点が注目される。

では、道德的事実の認識方法とはいかなるものか。

まず講壇社会主義者のワグナーとシュモラーが言及される。彼らは大きく分けて次の二点で評価される。一つは彼らの「国民経済」という概念が方法論的集合主義の先取りであった点、即ち「社会」概念が提示されていた点、もう一つは、経済と道德との関係を問う形で社会科学領域においても道德の存在意義が確保できる理論モデルを提示した点、以上二点が評価されている。第一点目に関しては、社会は真実在であって、社会固有の性質と各社会の個性 (personalité) とを有し、社会意識 (la conscience sociale)、集合精神 (l'esprit collectif)、国民集合体 (le corps de la nation) という着想、全体はその部分の総和より大きい事を証明した点で評価されている³²⁾。第二点目に関しては、個別諸科学の勃興と独立とにより固有領域を喪失しつつある哲学に運動して、同じく存立基盤が揺らぐ道德のポジション確保の点で着目されている。デュルケームは、道德を「形相」、経済学を「質料」に充当させた彼らの発想に着目したのである³³⁾。

この「形相・質料」説は、本来アリストテレスの「エイドス・ヒュレー」概念であるが、フランスでは19世紀フランス・イデアリズム派によって、カントの「形式・内容」説と合体された³⁴⁾。それゆえ、日本語訳の形相、形式は同義語、質料、内容、素材は同義語となる。デュルケームも例外ではない。

さてここから道德的事実の認識方法が示される。

「われわれはあらゆる箇所該当する道德を構築し、次にこの道德をそれぞれの事柄 (choses) に課するのではなく、事柄 (choses) を観察し、そこから道德を導出せねばならない」³⁵⁾。

「道德は、自らがその一部である現実との関係の中で、社会有機体の生きた複雑な機能として現出する」³⁶⁾。

このような道德的事実の認識方法が次にシェフレからも読み取られる。前出の講壇社会主義の経済学者たちが着想段階だったとすれば、シェフレは法と道德との関係を解明し、経験論の立場から具体的に道德的結論を出した点で評価されている。

「道德は、人間がその良心の中に書き込まれているのを見出したり、道德学者がその書齋の奥から引き出すような抽象的規則の体系ではない」³⁷⁾。

「一般的な愛とか抽象的な無私への傾向などというものは存在しない。現実中存在するのは、結婚における愛、家族における愛、友情の自由な献身、都市精神、愛国心、人類愛

などである」³⁸⁾。

続けてイエーリングからは次の箇所が抜粋されている。

「ソクラテス以来多くの哲学者は、現実を概念の組み合わせに帰着させるのが習慣となってきた。彼らは、個人の生活であれ社会の生活であれ、この生活を抽象的ではあるが論理的に結合された観念の体系に還元することにより説明できると考えている」³⁹⁾。

そしてデュルケームが「彼の方法は明確に経験的である」⁴⁰⁾として最も評価するヴント著『倫理学』からも道徳的事実の認識方法が読み取られる。

「道徳学では事実は非常に複雑であるから、理性のみで構成された全ての体系は現実と比べて真に貧弱であり、いかにも粗野だからである」⁴¹⁾。

「本来、理性はあらゆるものを満足させるどころか、自己自身さえ満足させることはできない。理性は自分で気づかずに自らが創造したと信じる全てを経験から借用している。それゆえ、道徳学も同様に、観察から始めなければならない」⁴²⁾。

「集合的現象を認識するには一つの方法しかない。それは集合的現象をそれ自体として研究することである」⁴³⁾。

以上のように、従来の道徳研究ではいかに道徳的事実が誤認されてきたかが丹念に論証されているが⁴⁴⁾、これは従来の哲学分野の認識論に則った議論に他ならず、デュルケームは哲学・倫理学の土俵で勝負しているのである⁴⁵⁾。

(3) 道徳的事実の内容

では、デュルケームのいう「観察」という方法が励行された場合、道徳的事実として何が見えてくるのか。道徳的事実の実質内容は次の三つである。

- ①習俗・宗教・法などにおける「道徳の要素」の発見。
- ②社会的性向の存在。
- ③「義務」という「形相」の発見。

①習俗・宗教・法などにおける「道徳の要素」の発見

まず、「要素」(élément)という用語自体がライシテ絡みで当時のキーワードであった可能性があると思われる。デュルケーム自身『道徳教育論』で道徳の三要素として使用している⁴⁶⁾。また、デュルケームの論敵 A. フイエが 1906 年に *Les éléments sociologiques de la morale* (『道徳の社会学的諸要素』)を刊行しているが⁴⁷⁾、1890 年代から *Revue de Métaphysique et de Morale* (『道徳・形而上学雑誌』)などの雑誌を通観すると、理系・文系含めて各論文のタイトルや文中には非常にこの「要素」が頻出しているのである⁴⁸⁾。特にこの当時、道徳を論じる場合は「ライクな道徳」即ち宗教に依拠しない道徳の存在証明が課題であったゆえに⁴⁹⁾、宗教内部にある道徳の要素だけの抽出作業が最重要課題であったのは当然であった。デュルケームはヴントの宗教・習俗・道徳の概念規定の箇所を抜粋しながら、道徳は宗教からの派生物ではない点を主張している⁵⁰⁾。

②社会的性向の存在

また、道徳が宗教からの派生ではないもう一つ理由として、「社会的性向」(penchant social)が人間に内蔵されている点が論拠にされる⁵¹⁾。ル・センの指摘によれば、このような人間本性の「出自という観点」からの再考はデュルケームの独創性であり、それがキリスト教思想との対決における最大の争点であったという⁵²⁾。モラルサイエンスの立場にとって超越的な神を源泉としない自前の道徳を構築するには、神頼みではなく人間自身に「社会的性向」が内蔵されている事が決め手になる。また社会的性向の形成過程について、それは個人的なるものが徐々に集会的になるのではない。言語、宗教がある日、一人の人間によって創出され、それが同胞によって真似されてきたのではないように、集会的現象が個人の意識から生じたり、個人から出発して社会に広がったのではなく、社会から派生して個々人の中に広まった。個人はそれらを自分で作ったというより受け取っている、という箇所をデュルケームは抜粋している⁵³⁾。

このように人間本性を源泉とする社会的性向の存在は次に個人的性向との相関関係について論じ直される。

「同類の同類に対する親近性こそが社会的性向の最初の形態である。しかしこの感情はいかなる場合でも利己主義から生じていない。但し、利己主義的性向に負けてきた。無私・無欲・献身という宗教的感情と結びつき、神の命令に対する尊敬、同類に対する共感と愛他的本能は結びつく。道徳はこれらとともに生じている」⁵⁴⁾。

「愛他主義は利己主義から派生したものではない。愛他主義はその出自において、一部は包庇されており、多くの場合は個人的性向によって相殺され存在していた。個人的性向は愛他主義の拡がりの妨害をやめただけである。もとより個人的性向が完全に消滅し去ったのではなく、またそうならない。人間の心の中には一つ以上の感情が存立する余地がある」⁵⁵⁾。

③「義務」という「形相」の確認

道徳的事実の実質内容は何かについて、デュルケームは後の「道徳的事実の決定」(1906年)における「義務」(＝「強制」＝「権威」と「自ら欲すること」(＝「善」という道徳の二要素をこの時点から示しており、この点からヴァント理論から「義務」の導出が不可能な点が論難される。ここでは、シュモラーへの言及箇所に出てきた「形相・質料」説に基づく「義務」の再定義が試みられ、道徳の義務力の源泉・根拠という究極の問題設定で再検討される。デュルケームはこの解決モデルとして「社会」概念及びこれを源泉とする「社会規律」を提示する。デュルケームは道徳の義務力の源泉を考える際、当然宗教(キリスト教道徳)と俗世の道徳とを両極端のモデルとしている。宗教の場合は、人間から隔絶した神の存在がその道徳の義務力の源泉であり、「超越的」なものである。他方、俗世の道徳の源泉は、人間自身であり、いわば“自己原因的”構造を有する。デュルケームはこれら両極端のモデルは、道徳の義務力の源泉とはなり得ないと考えているのである⁵⁶⁾。本稿で先述したようにボペロの指摘によれば自前の道徳がライクな道徳の証であった。しかしその自前とはデュルケームにあっては、超越でもなく人間の自己原因でもない第3型モデルとして「社会」が提示されるに至る。人間が自己原因とはなりえない証拠は「社会的規律」(＝義務＝権威＝拘束)が存在する点に求められ、他方、神の超越性を源泉としない証拠は人間が「自ら欲すること」(＝自発性＝意志＝『道徳教育論』における「愛着の念」(attachement)や「意志の自律」)に求められる⁵⁷⁾。

以上が道徳的事実の認識方法である「観察」による道徳的事実の「実質内容」である。「道徳の要素」の発見、「社会的性向」の存在、「社会規律」による「義務」と「自発性」、これらはいずれも、本稿前半部で考察したペコ、ヴォシエ、リヒテンベルガー、*Revue pédagogique* 誌、ラランドらのライッくな道徳教育論とは峻別される論点、つまり宗教からの道徳の分離による無神論的傾向という論点からの全く新しいモラルサイエンス構想であることがみてとれよう。

結 論

デュルケームのモラルサイエンスがライシテというフランス第三共和制独自の文脈の産物であった点がまず結論づけられよう。次にライシテ下の反教権主義・共和派の道徳論には、デュルケームのモラルサイエンスを境界線にしておよそ2つの系譜が存在する点である。一つは、本稿前半部で紹介したペコからラランドまでの一連の道徳学説である。一般教養的な教育論や教訓的な言説によって構成された道徳論である。これは聖書自体を否定せず、聖書やカトリックも一つの歴史・文化・教養として位置づけているが、最後はカントの道徳論を論拠とした、いわば折衷的な道徳学説でもある。それゆえ教権主義との摩擦も少ないもので、当時の主流を占めていたであろう道徳論である。いわば修養論あるいは人格論の類いである。他方、デュルケームによる道徳のメタ理論確立の立場、つまり道徳科学(=モラルサイエンス)の立場である。タブーは存在せず、宗教教育、宗教そのものも俎上に乗せられ分析される。その際、モラルサイエンスによるライッくな道徳にとって、神という超越性に依拠しないでいかに道徳が調達できるか、自前の論拠で道徳の基礎づけを行うかが最大の論争点であった。しかしそれは個人単位の人間が出所でもなく、超越性が出所でもなく、その中間世界として社会概念が提示されるに至った。さらに社会的性向が存在し、これが社会によって育成されていく点も確認された。実はこれが中期以降デュルケームの道徳論あるいは社会学における社会実在論や集合表象の萌芽だったことが前期の道徳論の分析によってはじめて理解可能になる。

さらにデュルケームにおける道徳論の議論は実は従来のオーソドックスな哲学・倫理学の議論であった点が確認された。これは執拗に繰り返された道徳的事実の認識方法の議論が何よりの証拠であり、道徳的事実についての認識論的誤謬のメカニズムとこの誤謬脱却の方法としての「観察」が提示されていた。実証主義社会学の大成者であるデュルケームの基礎にあったのは従来の哲学・倫理学であって、社会学というよりはむしろ社会思想である可能性が多分にある点も確認された⁵⁸⁾。これも神という超越性に依存せず、全て“自前”の根拠を調達しなければならないライッくな立場としては、“自前”の「社会」というものからの調達によって全て基礎づけなければならなかった事情による。このような“自前”の構造とボベロが指摘する「道徳が道徳それ自体に基礎づけをおく」(*fonder la morale sur elle-même*)モラルサイエンスの貫徹が実は実証主義社会学を大成させてしまったのだと本研究では結論づける。

資 料

Revue pédagogique 誌 (『教育学雑誌』) 掲載の道徳教育に関する諸論文

- ① *Comment enseigneriez-vous la morale à l'école primaire ?*
[Nouvelle série. - No5. 15 Mai 1883. pp.385-388.]
② *L'esprit de discipline dans l'éducation.* par Gréard.

- [Nouvelle série. – No11. 15 Novembre 1883. pp.385-446.]
- ③ *La science de l'éducation.* par Henri Marion.
(Leçon d'ouverture du cours, faite à la sorbonne, le 6 décembre 1883.)
[Nouvelle série. – No12. 15 Décembre 1883. pp.481-502.]
- ④ *L'enseignement de la morale dans les classes primaire.* par Bigot.
[Nouvelle série. – No 9 . 15 Septembre 1884. pp.193-203.]
- ⑤ *La science de l'éducation.* par Raymond Thamin.
(Leçon d'ouverture du cours, faite à la Facultés des lettres de Lyon, le 13 mars 1884.)
[Nouvelle série. – No 4 . 15 Avril 1884. pp.289-309.]
- ⑥ *L'enseignement patriotique dans l'école primaire.* par Charles Bigot.
[Nouvelle série. – No 9 . 15 Septembre 1884. pp.193-203.]
- ⑦ *Le sentiment du respect.* par A.Vessiot.
[Nouvelle série. – No 4 . 15 Avril 1885. pp.289-298.]
- ⑧ *Éducation de la mémoire.* par Gabriel Compayré.
[Nouvelle série. – No 5 . 15 Mai 1885. pp.385-403.]
- ⑨ *Victor Hugo au Panthéon.*
[Nouvelle série. – No 6 . 15 Juin 1885. pp.481-485.]
- ⑩ *De la réforme de l'éducation nationale; D'après M.Alfred Fouillée.* par G.Morel.
[Nouvelle série. – No 2 . 15 Février 1886. pp.97-106.]
- ⑪ *Un épisode de la laïcisation des écoles.* par P.C.
[Nouvelle série. – No 2 . 15 Avril 1886. pp.311-322.]
- ⑫ *Du Traité de Kant sur la pédagogie.* par H.Dereux.
[Nouvelle série. – No 4 . 15 Février 1886. pp.116-119.]
- ⑬ *L'éducation scientifique.* par Raymond Thamin.
[Nouvelle série. – No 1 . 15 Janvier 1887. pp.36-45.]
- ⑭ *Les principaux éléments de la question intellectuelle.* par Alexandre Martin.
[Nouvelle série. – No 4 . 15 Avril 1887. pp.296-309.]
- ⑮ *L'Organisation de la Morale laïque. 2ème étude.* par Alexis Bertrand.
[Nouvelle série. – No 7 . 15 Juille 1907. pp1-36]
- ⑯ *L'Enseignement de la Morale.* par Henri Doliveux.
[Nouvelle série. – 1907. p3.]
- ⑰ *La Question morale à propos d'un livre récent.* par Gabriel Compayré.
[Nouvelle série. – No 1 . 15 Janvier. 1908]
- ⑱ *L'Enseignement de la Morale dans les Classes primaires.* par F.Gazin.
[Nouvelle série. – No 6 . 15 Juin. 1913]

註

- 1) Alain Mounier, *Les débuts de l'instruction civique en France*, PUF, 1992, 235p.
- 2) 太田健児「フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相」『東京大学大学院 教育学研究科研究室紀要 第25号』1999年, 79-87頁.
- 3) ジャン・ボベロ (著), 太田健児 (訳), 石堂常世 (監訳)「フランスにおける世俗的道德の確立とその今日の意味」『日仏教育学会年報第24号』, 30-33頁.
但しこの見解は多くの識者が指摘するところである。
尚、「2つのフランス」(il y a deux Frances en France) という故事は、当時のフランスのカント研究の第一人者シャルル・ルスヴィエの言葉である。
Charles Renouvier, *Critique philosophique I*, 1872, p.279.
- 4) Felix Pécaut, *Éducation de soi-même*, Picard-Bernheim, 1881, 103p.
- 5) E.Durkheim, *L'éducation morale*, PUF, 1922 (1993), 242 p.
- 6) *Éducation de soi-même*, pp.5-6.
- 7) *ibid.*, p.7.
- 8) J.S.Brackie, *On self culture, intellectual, physical, and moral*, pp.9-116.

- 9) Georges Weill, *Histoire de L'Idée laïque en France au XIX^e siècle*, FÉLIX ALCAN, 1925, pp.348-361.
- 10) Guy Coq, *Laïcité et république Le lien nécessaire*, ÉDITION DU FÉLIN, 1995, pp.15-46
- 11) R.N. ベラー (著) 中村圭志 (訳) 『善い社会 道徳的エコロジーの制度論』みすず書房, 2000年. 全366頁 (索引部除く).
R.N. ベラー (著) 島蘭進, 中村圭志 (訳) 『心の習慣 アメリカ個人主義のゆくえ』みすず書房, 1991年 (1998年). 全401頁 (索引部除く).
- 12) Emmanuel Vauchez, *L'éducation morale*, LES SABLES-D'OLONNE, 1895, 22p.
- 13) M.F.Lichtenberger, *L'éducation morale dans les écoles primaires*, Paris imprimerie nationale, 1889. 121p.
- 14) Pierre Caspard, *La press d'éducation et d'enseignement XVIII^e siècle*, Edition de C.N.R.S, 1896, pp.478-481.
- 15) *Revue pédagogique* 1883-1913.
- 16) André Lalande, *Les principes universels de l'éducation morale dans Revue de Métaphysique et de Morale* NEUVIÈME ANNÉE - 1901, Librairie Armand Colin.
- 17) Antoine Prost, *Histoire de l'enseignement en France 1800-1967*, ARMAND COLIN, 1970, p.389. ジャン・ボベロ, 前掲書, 30-33頁.
- 18) ジャン・ボベロ, 同上, 30-33頁.
- 19) 太田健児「フランス第三共和制期におけるライシテ問題とデュルケームライックな道徳としてのモラルサイエンス構想」『日仏社会学草書 第一巻 デュルケーム社会学への挑戦』恒星社厚生閣, 2005年, 全230頁, 173-201頁所収.
- 20) E.Durkheim, *L'évolution pédagogique en France*, PUF, 1938 (1990), 403 p.
- 21) E.Durkheim, *Détermination du fait moral*, dans *Sociologie et philosophie*, 1924 (1993), PUF, p.89.
- 22) E.Durkheim, *La morale positive en Allemagne*, dans *Textes t.1*, Minuit, 1975, pp.267-343.
- 23) E.Durkheim, *La philosophie dans les universités allemandes*, dans *Textes t.1*, Minuit, 1975, pp.437-486.
- 24) François-André Isambert, *Les avatars du «fait moral»*, dans *De la religion à l'éthique*, CERF, 1992, pp.357-397.
- 25) E.Durkheim, *La science positive de la morale en Allemagne*, dans *Textes t.1*, Minuit, 1975, pp.297-299.
尚、道徳的事実という問題設定の意義とその分析とは、太田健児「デュルケーム道徳教育論形成過程の研究」『東京大学大学院 教育学研究科紀要』第38巻, 1999年, 63-70頁.にて詳説。
- 26) E.Durkheim, *ibid.*, p.336.
- 27) E.Durkheim, *ibid.*, p.336.
- 28) E.Durkheim, *ibid.*, p.337.
- 29) E.Durkheim, *ibid.*, p.332.
- 30) E.Durkheim, *ibid.*, p.332.
- 31) E.Durkheim, *ibid.*, p.272.
- 32) E.Durkheim, *ibid.*, p.272.
- 33) E.Durkheim, *ibid.*, p.276.
- 34) Emile Bréhier, *Histoire de la philosophie III*, PUF, 1964 (Ed.1994), pp.889-891, pp.914-926, pp.938-958, pp.950-951.
Encyclopédie de la PLÉIADE, Histoire de la philosophie II, Gallimard, 1973, p.849. et *Histoire de la philosophie III*, Gallimard, 1974, p.448.
Philosophie France XIX^e siècle, Librairie Générale Française, 1994, 1016p.
- 35) E.Durkheim, *op.cit.*, p.278.
- 36) E.Durkheim, *ibid.*, p.278.
- 37) E.Durkheim, *ibid.*, p.283.
- 38) E.Durkheim, *ibid.*, p.283.
- 40) E.Durkheim, *ibid.*, p.288.
- 41) E.Durkheim, *ibid.*, p.298.
- 42) E.Durkheim, *ibid.*, p.298.
- 43) E.Durkheim, *ibid.*, p.301.
- 44) 太田健児「デュルケーム道徳教育論形成過程の研究」『東京大学大学院 教育学研究科紀要』第38巻, 1999年, 63-70頁.にて詳説.
- 45) 太田健児「デュルケーム道徳教育論形成過程における「形而上学」との交錯問題—デュルケーム対フイエー「社会学なるもの」をめぐる拮抗—」『社会学史研究第22号』日本社会学史学会, 2000年, pp77-88.

- 46) E.Durkheim, *L'éducation morale*, PUF, 1922 (1993), pp.15-105.
- 47) Alfred Fouillée, *Les éléments sociologiques de la morale*, FELIX ALCAN, 1906, 368p.
- 48) *Revue de Métaphysique et de Morale* 1893, ~ *Ibid* 1920, Libraire Armand Colin.
- 49) Georges Weill, *Histoire de L'Idée laïque en France au x ix^e siècle*, FELIX ALCAN, 1925, pp.348-361.
- 50) E.Durkheim, *op. cit.*, pp.301-311.
- 51) E.Durkheim, *ibid.*, p.307.
- 52) René Le Senne, *Traité de morale générale*, 1942 (1967), PUF, pp.349-374.
- 53) E.Durkheim, *op.cit.*, pp.303-304.
- 54) E.Durkheim, *ibid.*, p.307.
- 55) E.Durkheim, *ibid.*, p.308.
- 56) E.Durkheim, *ibid.*, pp.326-328.
- 57) E.Durkheim, *ibid.*, pp.326-328.
- 58) 太田健児「デュルケム道德論形成過程における「形而上学」との交錯問題－デュルケム対フイエー「社会学なるもの」をめぐる拮抗－」『社会学史研究第22号』日本社会学史学会, 2000年, pp77-88.

